# 一般教育訓練明示書

講座の名称	大学院学校教育研究科		士課科									
実 施 方 法	① 通学 昼間	• 夜	間・	土日	)	2	通信	スクーリン	ノグ (回	]数	回)	
指定講座番号(15桁)	2822005					23	20012				7	
講座の創設年月日	一般教育訓練給付金対 講座の指定期間	才象	過去の			令和4	-  年度入	、学者数	令和	4年	き修了 む	<b>ó数</b>
	神座の指定物间		座実				139人			10	9人	
平成31年4月1日	令和8年9月30E	まで					139人	•		12	9人	
訓練期間	24ヶ月				総訓練時間						480	持間
1. 教育訓練目標												
①取得目標とする資格の名称、目標レベル				修士(教育•保育)								
②①に係る資格・試験等	の実施機関名称		国立大学法人兵庫教育大学									
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等				大学院に2年以上在学し、所定の32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び試験に合格すること								
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されておいる業界と活用状況				有利となる職種・職務・業界・活用状況:教員、子育て支援関係者、保健・福祉領域関係者								
2. 教育訓練の内容	· 字											
教 科						時「	間	ſ.	吏 用 教 材 名			
共通科目	(1単位15時間×2単位	()				30						
専攻科目(1単位15時間×30単位)						450	)					
3. 受講者となるための要件(この講座を受講するために必要とされている条件など)												
①受講するに当たって必要な実務経験等 特になし												
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・ 技能・知識等の内容及びその水準 詳細は、学				生募组	集要	項で研	笙認のこ	٤٤				
③その他												

### 如 数 苔 訓 舖 田 テ 聿

	一般教	月 训	褓	뱃	小 音	•				
4. 教育訓練の受講の	D実績及び目標達成の状況	_	_	_				_		
(1)資格取得状況										
① 前年度内の受講修	 :了者数	1	29	人						
② ①のうち目標資格の	の受験者数	1	29	人	受験率(	2/1)	100	%		
③ ②のうち合格者数		1	29	人	合格率(	3/2)	100	%		
④ 上記②・③の回答者	 <b></b> <b>首数</b>	1	29	人						
(2)受講修了者による	。講座の評価等(令和4年度実績)									
① 回答者総数						42 人				
	1 正社員		THE REAL PROPERTY AND ADDRESS OF THE PERTY ADDRESS OF THE PERTY ADDRESS OF THE PERTY AND ADDRESS OF THE PERTY ADDR			18 人	②A:就	***		
② 受講開始時の就	2 非正社員、派遣社員					1 人	سرام الم	.未日 ni 		
業状況等	3 その他の就業(自営業等)					3 人		22		
	4 非就業		***************************************			20 人	②B:非京	大業者計 大業者計		
	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格	格手当等)に	役立つ			1 人				
hannananan	2 配置転換等により希望の業務	別に従事でき	る			2 人				
Enzanananan	3 社内外の評価が高まる	3 社内外の評価が高まる					③の回答数台			
③ 就業中の受講者 による講座の評価	4 円滑な転職に役立つ					2 人	-   ※②Aと同数(又は-     			
1-0- WHITE #1 II-	5 趣味・教養に役立つ					9 人				
lanananananan	6 その他の効果					4 人				
	7 特に効果はない					0 人		22		
	1 早期に就職できる					0 人				
and a second and a second a se	2 希望の職種・業界で就職でき		1 人	]   ④の回答数合計						
④ 就業していない受講者による講座の評	3 より良い条件(賃金等)で就職		0 人	※②Bと同数(又はそ れ以下)						
神名による神座の許 価	4 趣味・教養に役立つ		7 人							
	5 その他の効果		10 人							
	6 特に効果はない					2 人		20		
The state of the s	1 受講中又は受講修了後3か月		14 人	⑤の回答数合言 ※②Bと同数(又は						
⑤ 受講者の就業状	2 受講修了後3~6か月以内に		3 人							
況	3 受講修了後6~12か月以内		0 人	「 れ以下)						
ADDITIONAL	4 就職していない	4 就職していない					J	20		
⑥ 講座の全体評価	1 大変満足					26 人	⑥の回答数 ※①と同数(又			
	2 おおむね満足		15 人	以下)	.16 (10					
	3 どちらとも言えない					1 人	-	42		
	4 やや不満					0 人				
hannananan	5 大いに不満					0 人				
	)修了後の状況(就職等の状況、受 E期間内でのキャリアアップ成果や						後の職務内容変	化等の		
	了生アンケート回答者から、講』						「おおむね満足	」の評		
	こよる効果の把握及び測定の方法。									
1に掲げた教育訓練目達度の把握・測定方法	大学院学校教育研究科(修士課程)カリキュラム・ポリシー(教育課程編成・実施の方針)による。 定期試験は、各授業科目の授業が終了する学期末又は学年末に、試験又は報告書、作品もしくは実技審査によって行う。									
(通信制講座の場合) スクーリングの実施場所	<b>听、時期、期間・回数</b>									
6 修了を認定するた	・めの其進並びに修了を認定する時	上田 乃 バチの	方法							

2年以上在学し、所定の32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び試験に合格すること(兵庫教育大学学則第68条第1項)

## 一般教育訓練明示書

7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法										
(1)受講中の者に対する習得度 的な助言・指導の方法	・理解度に関する具体	修学指導及び学位論文等の作成等に対する指導を行っている。								
(2)受講中又は修了時における 体的なバックアップ体制 (例:資格取得関連情報や資格 提供方法、早期就職に向けた具 状況)	連職種の求人情報の	学内に設置する教職キャリア開発センターにおいて、教員就職支援を中心に学生の多様なニーズに応じた支援(説明会、就職相談や就職に関する情報提供等)を行っている。								
8. その他の事項										
指 定 教 育 訓 練 実 施 者 名 及 び 代 表 者 名	<b>5大学</b>	(代表者名:	学長 加治佐	哲也	)					
住所及び連絡先	東市下久米942-	1 TE	EL 0795-44	<b>1</b> –2010						
施設名称及び施設長名	兵庫教育大学 大学院		(施設長:	学長 加治佐	哲也	)				
住所及び連絡先	〒673-1494 兵庫県加	EL 0795-44	I-2010							
給付制度担当部署·者	₹	(‡	旦当:教務チ-	-ム	)					
連絡先	0									
一般教育訓練経費 1. 一般	えとなる経費 (① +	- ②)	8	317,800	円					
(※害	(※割引・還元措置を実施した場合には									
②受講	料(税 込 額)				535,800	円				
	判引・還元措置を実施し <i>†</i> その差引き後の税込額と		(うち、必須教材	費	0	円)				
③ 両 方 可 能 2. 一般教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④)						H				
1	,									
2										
(3)	③ 施設維持費(税込額) 0 ④ その他(法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代)(税込額) 0									
3. 総額(1+2)(税込額) 817,800										

### 〔特記事項〕

### 教育訓練給付制度の適正な利用に必要となる事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解 いただくようお願いいたします。

- (1) 一般教育訓練給付の支給対象となる教育訓練経費とは、教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料(最大1年分)に限られます。
- (2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、 検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれま せん。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額(クレジ ット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。)も教育訓練経 費に含まれるものではありません。
- (3) 現金等(有価証券等を含みます。) や物品の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の 額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要に なります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受 講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練 給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が 記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

(4) 一般教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、かつ、修了した場合のみ支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、又は修了試験等を受験等した場合には、一般教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあっては、当該教育訓練を修了したものとは認められていませんので、一般教育訓練給付金の支給を受けることはできません。